

第1回“ふじのくに”規制改革会議 本国会議

開催日時	平成29年1月12日（木） 午前10時から午前12時まで
開催場所	静岡県議会特別会議室（静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館4階）
出席者	<p>委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人静岡県商工会議所連合会 酒井公夫会長 ・静岡県中小企業団体中央会 木村通利専務理事（代理） ・一般財団法人静岡県銀行協会 大橋弘静岡銀行常務執行役員（代理） ・公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム 伊東幸宏理事長 ・静岡県保育士会 下原直美会長 ・公益財団法人静岡県国際交流協会 高貝亮会長 ・株式会社エムスクエア・ラボ 加藤百合子代表取締役 ・特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議 大國田鶴子代表理事 ・ときわ綜合法律事務所 河村正史弁護士 ・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 神原啓文会長 ・学校法人新静岡学園 三枝幸文理事長 <p>静岡県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉林副知事、森政策企画部長、増田政策推進局長、吉良地域計画課長 ・宮尾都市局長、志村農地局長、小川交通規制課長 ほか
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案の受付状況 2 報告事項 3 審議事項（意見交換）
配布資料	<p>資料1-1 “ふじのくに”規制改革会議</p> <p>資料1-2 「“ふじのくに”規制改革会議 本国会議」の設置及び運営に関する要綱</p> <p>資料2 提案受付状況</p> <p>資料3 報告事項</p> <p>資料4 審議事項</p>

1 開会

【政策企画部長】

ただいまから、第1回“ふじのくに”規制改革会議、本部会議を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、新年の大変お忙しい中、当会議に御出席賜りまして誠にありがとうございます。ここで本来でありますれば皆様方お一人お一人を御紹介するところでございますけれども、時間の都合もございますので、お手元に配付してございます名簿と、それから座席表をもって御紹介にかえさせていただきたいと思っております。

また、本会議でございますけれども、情報提供の推進に関する要綱、これに従いまして公開とさせていただきますことを御了解いただきたいと思いますと思っております。

それでは、開会に当たりまして静岡県副知事の吉林より御挨拶申し上げます。

【吉林副知事】

皆さんおはようございます。副知事の吉林でございます。朝早くから大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、私どもの方で一昨年の10月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を立てまして、本県、人口減少が数年前から全国2位の絶対数というところで、大変今まで首都圏や中京圏に近いことがプラスに働いていたところが、逆に言いますと、それが気をつけないとマイナスになるということが分かってまいりまして、そういった意味で、国を挙げて地方創生をやっておりますけれども、特に本県でも地方創生については力を入れていこうではないかと考えております。

その中で、策定いたしました総合戦略では、やはり若い世代の子供を2人以上産んで育てたいという希望に応えるような形での政策を打つということと、それから、やっぱり住みやすい「静岡県づくり」を進めるということを主眼にいたしまして、その他の政策を打ち出しております。

一方、この政策を推進していくためには、今日皆さんにこれから御審議をいただきますけれども、いろいろな規制改革をしないと、制度の壁等がございますので、そうしたものについても、昨年の5月からいろいろな皆様方から規制改革についての御提案をいただいたところがございます。12月31日現在で24件の提案がございました。今日は皆様に、提案をいただいた内容につきまして御審議をいただきまして、できるものからぜひそれを実現していきたいと思っておりますので、今日は皆様のそれぞれの立場から活発な御意見をいただきまして、いい方向で改革が進んでいくようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

【政策企画部長】

資料1-1と1-2の説明。

要綱第4条第2項により、静岡県商工会議所連合会酒井会長が議長に選任。

【酒井議長】

改めまして、皆さんおはようございます。只今御紹介いただきました静岡県商工会議所連合会の会長を務めております酒井でございます。商工会議所におきましては11月に静岡の会合がありまして、その後県連合会の会長になっておりますのでまだ2カ月でございまして、新米ではございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、この会議でございますけれども、先ほど吉林副知事からもありましたとおり、地方創生の実現ということでございまして、地方創生と叫ばれて時間が経つわけでございまして、そろそろ収穫を目指さなくてはいけないタイミングというのが共通の認識だと思います。その成果を求めてということになるわけでございまして、その実現に向けまして阻害要因となるような規制等があるのかどうか、そういったものを検証していく会議と伺っております。

御存知のとおり、各種ルールというものは、制定当初はその必要性あるいは有益性というものがあつたわけでございまして、その後、社会構造の変化や経済情勢の変更が行われまして、逆に成長の阻害要因になっているというケースは多々あつたわけでございまして、今回こういう会議において継続的に見直しを行つていくことは非常に重要なことであつて、かつ県民の皆様からも期待が大いなのではないかなと考えるところでございまして。

提案は、先ほど24件というお話がございましたけれども、本日この会議で審議、報告いただきます案件というのは、本当に県民の皆様の実情の声と伺っておりますので、県当局の真摯な対応、そして委員の皆様のご公正かつ積極的な御発言をお願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【政策企画部長】

ありがとうございました。それでは、これより議事に入ります。これからの議事進行につきましては酒井議長にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【酒井議長】

それでは、次第に従いまして、本日の議事を進行したいと思います。まず始めに、事務局から提案の受付状況、そして報告事項につきまして御説明いただきます。よろしくどうぞ。

2 議事

(1) 提案の受付状況・(2) 報告事項

【政策企画部長】

資料2と資料3を説明。

【酒井議長】

ありがとうございました。今事務局の方から報告事項10件につきまして説明があったわけでございますけれども、この件に関しまして皆様方御意見、御質問等ありましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【木村委員代理】

中小企業団体中央会でございますけれども、少し御確認を再度お願いをしたいのは、私どもの名前が入っているのがありますものですから、1つは、高度化制度の関係で、少しニッチな分野かもしれませんが、初期投資が中小・小規模の場合にかかるということで、大分負担になるということで御配慮いただいている施策だと思うんです。その中で9番ですか、特に投資に伴う税源の確保ということで、非常に負担になるケースが中小・小規模の場合が多いものですから、こういう制度を過去にはやっていたというんです。この中で納税免除の事例がないというようなことですが、これは少し精査を再度していただきたい（注：所管部局に確認の結果、直近では制度改正前の平成22年度に納税義務を免除した実績あり）。というのは、私どもの記憶ですと、名義変更は確かに制度から完済後ということになっているんですが、譲渡契約だけ5年以内に行い、何件か実績があるはずでございますものですから、不動産取得税のたしかこの減免措置も受けさせていただいて、組合じゃなくて組合員が支払ったようなケースがたしか何件かあるはずですので、御検討の材料にひとつ、そういうようなニーズがあったということを精査していただけるとありがたいということで、お願いでございます。

それからもう一点は、災害対策資金の関係でございますが、他の制度で活用できるからというお話でございますが、民間資金もありますので、いろいろ制度融資の組み立てというのは御苦労されているようにお聞きをしている部分もあるものですから、やはり行政じゃないとできない制度融資といえますか、そういうものにある程度特化していただくという意味では、特に災害対応は、非常に重要じゃないかなと思うんです。

特に、ここで想定されている大規模な災害ではなくて、ゲリラ豪雨ですとか、あるいはピンポイントの風水害というのは県下各地でも、このところ我々の周りでもあるものですから、そういうものを拾っていただける方向でぜひ、経営改善資金の中で見ていただく

んであればそれで結構でございますけれども、その中で、特段の御配慮をいただけるようなくくりも勘案していただけたら、そういう運用上の御配慮がいただけるのであればぜひ御検討いただければということです。

【酒井議長】

ありがとうございました。それでは9番、10番に関して事務局の方からお答えありますか。

【政策企画部長】

どうも木村委員ありがとうございました。2件、そうですね、8番の高度化資金の話につきましても、これまでの実績もあったということもございましたので改めて精査していただきます。その精査いただきました後、実際にこの制度自体はもともと必要性もあったということもありますので、前向きに検討させていただきます。

それから、後にありましたゲリラ豪雨等々局地的災害につきましても資金補助とか支援資金につきましても、基本的には先ほど私が回答した経営改善資金の方の活用でございますけれども、今改めて委員の方からお話もございました。それから、今候等もかなり変わってきて災害の形も変わってくるということもございますので、改めて使い勝手のよい制度も含めて検討をしていきたいと考えております。

【酒井議長】

よろしいでしょうか。

【木村委員代理】

はい、よろしいです。

【酒井議長】

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。それでは伊東委員よろしく申し上げます。

【伊東委員】

1番、飛び入学等を本気でやろうとしたら規制の問題だけではなくて、アドミッションオフィス充実させるということセットで考えていかなければ難しい。要するに18歳以前の段階で大学教育を受けるに十分な能力というものを有しているかどうかを判定するというのをせずに入学させるわけにはいきませんので、そこをきちんと判定し得るような組

織を作っていくということが不可欠である。規制だけの問題ではない。

そういう意味でいうと、今、大学のセンター試験自身も2020年から大幅に変わると言われていますけれども、センター試験を受けられるのは18歳、要するに高校3年生からです。そこも変わらないとおそらく飛び入学というのは実質的に、県立大学も、おそらく静岡大学でも、自力で5教科7科目、全ての科目に関してその学力判定をするテストを今から用意しようと思ったら、それは絶対無理です。だから、大学入試センター試験の活用みたいなものも併せて考えていかなければいけない。

【酒井議長】

御意見ということでよろしいですね。

【伊東委員】

はい。

【酒井議長】

事務局、いかがでしょうか。

【政策企画部長】

御提案ありがとうございました。御指摘のとおり、本当にこれは非常に難しい問題がございます。高校の卒業の意味合いが大学入試資格だけなのか。高校を卒業するときには高校の修了義務もあるという御指摘で、まさしくそのとおりでございます。今後は、その根が深い問題もございますので、今こういう話も出てきましたものですから、併せて検討していきたいと思っております。

【酒井議長】

他にいかがでしょうか。

【神原委員】

今、伊東委員の方から報告事項1について話されましたが、大学に飛び入学した場合に、卒業すればよいのですが、卒業せずに、中退した場合は、高校卒業にもならないようです。能力が認められて大学、上級教育に入ったわけですから、その辺について適性な取扱いを国にも働きかけていただければよろしいかと思えます。

【酒井議長】

いかがですか。

【政策企画部長】

分かりました。伊藤先生と神原先生の御意見を両方併せてこれからの議論をしたいと思
います。

【酒井議長】

他に御意見いかがでしょうか。どうぞ。

【高貝委員】

本日、今御報告いただきました提案、それぞれ個人の方とか企業・団体からそれぞれ切
実なニーズに基づいての御提案ということで、非常に意義深いことだと思います。ただ、
今回のこの会議の設置目的というようなところと照らしてみたときに、美しい“ふじのく
に”まち・ひと・しごと創生会議の中で、様々な施策を推進する中でその障害となるよう
な規制について抽出をして検討していくというようなもう一つの役割が、これは県民、市
民からの提案とは別にあるものと理解しております。そうした場合に、昨年の美しい“ふ
じのくに”まち・ひと・しごと創生会議の中で出てきている様々な施策との関係で、県当
局としてもそのような施策を実施する上で障害となるような規制がないのか。そういう意
味では、今回のこの提案主体の中に、関係する当局が主体となって提案するものもあって
いいのではないかと思います。

創生会議で出てきている議題は非常に多岐にわたりますし、施策も非常に幅広いので、
一概にどれがということも言いづらいんですけども、一つだけ申し上げると、例えば富
士山静岡空港の災害時の拠点利用、そんな提言が1つあったように記憶していますけれど
も、例えばそういったことを実施する上で既存の法令との間で問題はないのかとか、ある
いは大学の関係でも、例えば大学間の単位の交換であるとか、あるいは地域の課題を大学
が地域と連携して解決していくというようなことを推進するというような施策が上がって
いたかと思えますけれども、そういった施策の実施に当たっても既存の法令との間で検討
は必要ではないか。今後の課題ですけれども、そういったものもこの会議の俎上に上がる
ようになるというのではないかなと思いました。感想です。

【酒井議長】

ありがとうございました。会議の本質にかかわる問題でございますのでコメントいただ

ければと思います。

【政策企画部長】

委員の御質疑、誠にそのとおりでございます。この規制改革につきましては、もちろん提案をもとに今回の議論をしていただくわけですが、もっと広い、制度の意味合いも含めまして地方創生に向けてこれを活用していく、その趣旨につきましては誠にそのとおりだと思いますので、これから、もともと県民会議の部分も含めて、この規制改革会議も含めてそれらの論点につきまして地方創生に結びつけていくと、そういう意気込みでやらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【酒井議長】

この後の審議事項もございますので、この件に関しましてはこの辺で終わりたいと思いますが、私の方から1つだけ申し上げさせていただきます。この後の審議事項にもかかわるのですが、今回提案がされて対応が出て、報告事項については今回で終わるという形になるのですが、提案した方とどのようにコミュニケーションをとるのでしょうか。完全に納得というのにはできないのかもしれませんが、そこを吸い上げていくためにはどういうことを行うのでしょうか。

【政策企画部長】

提案者に対しましては、対応策を回答するという事で、我々の方で取りまとめて行います。

(3) 審議事項

【酒井議長】

資料4の審議事項につきまして御審議をいただきたいと思います。まず提案内容の説明等を行いまして、その後御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。最初に、市町の農業振興整備計画の随時変更に係る県知事協議の簡略化について御説明をお願いします。

【農地局長】

資料4（審議事項1）の説明。

【酒井議長】

ありがとうございました。それでは、審議事項につきましては4件連続して内容を説明
いただいてから意見交換といたしたいと思しますので、審議事項2につきましてよろしく
お願いいたします。

【都市局長】

資料4（審議事項2）の説明。

【酒井議長】

ありがとうございました。続きまして、審議事項3につきましてよろしくお願ひします。

【都市局長】

資料4（審議事項3）の説明。

【酒井議長】

ありがとうございました。それでは審議事項4につきましてお願いいたします。

【交通規制課長】

資料4（審議事項4）の説明。

【酒井議長】

どうもありがとうございました。審議事項4件につきまして内容を説明していただきま
した。これから審議と意見交換を行いたいと思はすけれども、時間制限がございますの
で1項目について10分程度で議論をしていきたいと思はすのでよろしくお願ひいたしま
す。

その前に、審議事項1から4につきまして、御欠席の専門委員、静岡県農業協同組合中
央会の田端会長から事前に御意見を頂戴しているということでございますので、事務局か
ら紹介をお願いいたします。

【地域計画課長】

田端委員から頂戴いたしました御意見につきまして事務局より御報告申し上げます。審
議事項1から4につきまして事務局案に賛成との御意見をいただいでございます。特に審
議事項1及び3につきましては、本県におきまして、都市計画法及び農振法の農業振興地

域制度を効果的に運用することで優良農地の確保に努めていただきたい旨の御意見をいただいているところでございます。事務局からの報告は以上でございます。

【酒井議長】

ありがとうございました。それでは審議事項1でございますけれども、農業振興整備計画の随時変更にかかわる簡略化ということでございますが、この件につきまして御意見、御質問等ある方はよろしくお願ひしたいと思います。それでは大橋委員代理。

【大橋委員代理】

静岡県銀行協会の代理で静岡銀行の大橋です。よろしくお願ひします。私自身は地方創生を担当していますが、色々な開発案件を進める上で、青地の問題ですとか、審議事項3の市街化調整区域の問題に直面するところです。

私には個別の意見と会議に対する全体の意見がありまして、まず個別の意見について、この1番の青地についてですが、対応方法として青地の編入等と青地の除外という2つのうち、どちらのニーズが今大きいのかといいますと、除外の方が圧倒的に大きいと思うんです。規制改革する時にはまずニーズの大きい方への対応を優先すべきだと考えます。したがって、ニーズの少ない方に対して手続を簡素化するという対応のみで、ニーズの大きい方に対してはこれから検討していきましようというのは少し違うのではないかと思っております。

全体の意見について言いますと、審議事項3の小山町の案件にもかかわりますが、これを見ますと、5メートル四方ぐらいの小さな建物の話ですよね。これだけの有識者の方が集まっただけの会議でしたら、もう少し大きな目線で、市街化調整区域を静岡県としてどうするかという議論をすべきではないか。静岡県の市街化調整区域には非常に問題があると思うのです。四、五十年前に太平洋ベルト地帯ということで大手の企業がたくさん進出してきた時代に、勝手に開発されると大変だということで市街化調整区域の線引きがされてきたわけですが、今逆に、当時進出してきた大手の企業が津波等のBCPを考えて県外へ出ていっている状況があるわけで、その中で、県として市街化調整区域をどうするかという議論をすべきではないか。個別の事案は個別で対応していけばいいと思いますが、この場ではもう少し大きな目線での議論も必要ではないかなと思います。

【酒井議長】

ありがとうございました。それでは加藤委員、お願ひいたします。

【加藤委員】

エムスクエア・ラボの加藤です。農業シンクタンクと称しまして農業のいろんな事業を展開している会社を運営しています。その関係で審議事項1が非常に気になるところなんですけれども、この農地法に係るいろいろなところは問題が多いので、国がやらなければいけないことの方が多いかと思うのですけれども、申請の簡略化や時間の短縮化ということの、その本質をやはり忘れてはいけないかなというのは感じたところです。

なぜかといいますと、法律以外のルールが働いていると感じる地域でいろいろ事業をしているものですから、そういう意味では、どうしたら簡素化して、しかも適正に地域振興につながるのかというのを本質的なところからやはり考えて、そこの手続というか判断や決断のプロセスをもう少し丁寧にデザインした方がいいのではないかなと思うのです。

具体的な話を言うと、例えば、我々農業をやろうとしたときに、近くで太陽光パネルを大規模にやっています、農業をやっては困るんだということを言われてしまうのです。農地なのに。農地の横に、青地除外されたところに太陽光パネルが敷設されていて、そこで農業をやられちゃうと太陽光パネルにほこりがかかるのでやめてくださいと、そんなことがあちこちでいろんな状況の中であるのです。

ですから、そこは法律というよりは地域マターですけれども、そういうことが起こり得るという事象をきちっと集めて、例えば県の職員のたった1人の方の反対で農業ができない、1年、2年遅れてしまうという、個別の感情や判断によって農業参入が阻害されているという部分もあったり、いろんなことが、そのプロセスがしっかりデザインしていないがゆえに遅延とか振興につながらないということがあちこちにあるのではないかと思いますので、どっちかという、規制改革もそうですけれども、プロセスデザインというか、決断、判断が個別の人に依存しているという部分をきちっと法律化するというかプロセス化して見える化して、人依存ではない基準をつくるということが根本的な対策になるのではないかなと考えています。それは審議事項3も一緒だと思います。

【酒井議長】

ありがとうございます。それでは三枝委員どうぞ。

【三枝委員】

農地の転用、これについては、私どもの学校法人が経営している静岡産業大学が数年前に、磐田キャンパスに隣接する調整区域内にテニスコートを作ろうと計画しました。ところが、その場所は優良農地だからだめだと言われ、結局テニスコートは、離れたところにつくったということがありました。確かに優良農地と言われる農地は、地形が良く、平坦

で日照は良好で、転用する側にとって非常に魅力的な土地です。

ですから、仮に小さい面積であっても、優良農地が所在する場所によっては、この転用を簡単にすると相当いろいろな施設ができ上がってくるのではないかと思います。

そして、今回のこの提案ですけれども、提案の具体的内容としては、青地に編入する場合と青地から除外する場合の2つありますけれども、もちろん現在のニーズは、都市化の影響で青地から除外する方が非常にニーズとしては圧倒的に多いわけです。ただ優良農地といっても、道路づけの問題とかいろいろ、少しずつ条件は違ってくると思うのです。日本の農地面積は、最近減少傾向にあります。転用された面積は、北海道とか、あと群馬とか東京周辺の県の方が面積的には多いですけれども、件数としては静岡は比較的多い方ではないか。だから静岡の場合は小規模な転用がたくさんある県だと思うのです。

ですから、そういうことを考えると、これから農地の転用というものは、今回この提案者が提案しているように青地に編入する場合と同様、除外する場合にも形式的審査でというのは、必ずしも賛成できません。除外についてはやはり厳重な形で、農地を守るという方向で考えていく必要があると思うのです。

ただ、私たち一般市民にしてみると、県とか市が県の農業の青写真をもとに、どの農地をこれから将来的に守っていくとかを、やはり何らかの機会に周知する、そういったようなことが必要ではないかと思っているのです。

ですから、今回の提案については、青地からの農地の除外、これについてはやはり厳重な形で行う。書類審査だけというのは不十分だと思います。

【酒井議長】

ありがとうございました。農地のこの関係というのは非常に根が深いですね。色々な方が様々な考えをお持ちですし、優良農地を守っていくということも当然やらなければいけないことなのですが、ここで放棄されている農地があったりとか、この提案だけで、良い悪いと判断できる問題ではないような気がいたします。一方で時間の制限もございましたので、これにつきましてはもう一度本質的な部分の問題を整理してここに上げていただくということにしてよろしいですか。

【政策企画部長】

はい。

【酒井議長】

では、これは少し問題を整理いたしましてもう一度上げるということでお願いします。

非常に貴重な意見をたくさんいただけたと思っております。

それでは2番目の審議に移りたいと思いますけれども、2番目につきまして御意見、御質問ありましたらよろしく願いいたします。どうぞ、よろしく願いします。

【神原委員】

神原でございます。審議事項1とも関係があるのですが、簡略化というのは、無駄なことを省くというでは合理的だと思いますが、簡略化することによって見逃しが生じたりミスが起こると問題で、その辺りがしっかり押さえられるような手順を踏むべきだろうと思います。少々前にあった一事例ですけれども、県立病院の敷地の中の駐車場に循環器病センターを建てた時のことです。その土地の一部には国の法定外公共物（小河川）が残っていたのです。そこの払い下げが病院建設時に行われていなかったため、循環器病センター建設時に分かり、病院がかなり高額な支払いを求められるということがありました。そういう見逃しがあると本当に困りますので、必要な手順はしっかり押さえつつ、簡略化していくことは必要だと思います。

【酒井議長】

ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。河村委員どうぞ。

【河村委員】

河村でございます。この提案事項が本来スムーズに事を運ぶための下協議であるべきなのに、逆に足かせになって、面倒な手続になっているということでしょうか。具体的にどういう場面のことをおっしゃっているのか必ずしもよく分からないんですけれども。確かにそういうこともあるんですけど、やはりそれは改革していかなければいけないと思います。本来スムーズに事を運ぶための下協議、事前協議がかえって邪魔している、そういうことがないようにすることは非常に重要なことだろうと思うのです。

ただ、その手続を単純化したりやめるとなると、なかなか難しい問題がありますので、この措置の概要（対応策）については、やはりこれを事案に応じてスムーズにいくような形で行っていただきたいと思います。

【酒井議長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【木村委員】

審議事項1とも関係がありますが、短縮ということは大いに努力していただいて、先ほど、本質論のお話もありましたが、おっしゃるとおりだと思います。農地にしてもこの都市計画決定についても中長期の視点というのは、そういうところはやはり県が御判断いただくべきであると思いますし、市町との協議というのは必要だと思います。

ただ、これがやはり窓口の市町と企業者（申請者）との書類のやりとりに非常に如実に影響をいたします。特に産業の起業とか参入という折にスケジューリングが一番重要となるケースも多いものですから、そこが土地利用の関係で目安がなかなか立ちにくい。特に事前協議は、いろんな面で総合的に見落としのないようにしていただいているという現状だと思いますが、結果としてそういうふうになるケースが非常に多いということでございます。

本質的な議論ではないかもしれませんが、先ほどありましたように、短縮化、簡略化というのは大いにできる範囲でやっていただきたいですが、形式的な書面協議とか書いてございますが、具体的なイメージが湧かないものですから、どの程度短縮になるか分からなく、かえって書面の中に逆にチェック項目が増えたり、あるいは、添付書類が確認のためのまた確認の添付書類ですとか、あるいは関係の皆さんのところへ非常に大量の同様の書面を御用意しなければならないというようなことがございます。先ほど一部写真等の御活用ということもありました。大いに最小限のところを抑えていただいて、データの活用等々できないものか。法定でいろいろ決まっているのもあるかと思いますが、この簡略化、簡素化を考えていただく折には、もう一方そういう御尽力をお願いしたいと思います。

【酒井議長】

ありがとうございました。それでは、今いくつか意見が出ておりますので、その意見に対しまして県の方からの回答をよろしく願いいたします。

【都市局長】

ありがとうございます。当然のことながら、こういう御意見が出てくるということは、どこかで、例えば土木事務所で話した話と同じ話を県との間でまた話すとか、担当者によってかなり慎重、都市計画決定は個人の権利を規制するものとなります。相当慎重に我々も対応するところはございますけれども、決して重箱の隅をつつくような話ばかりをしているわけではございませんけれども、少しそういう部分で行き過ぎたところがあったような話も聞いてございます。このような反省を踏まえまして、書かせていただきました「協議の視点（仮称）」ということで、しっかり役割を分担し、ただ、そのときに、委員からお

話のございました、かえってそれが手間のかかるようなものにならないように、「協議の視点（仮称）」、これを作成するに当たって、各市町の担当者の方々の御意見もしっかり反映させるような形で作っていきたいと考えてございます。ありがとうございました。

【酒井議長】

ありがとうございました。1つ質問ですけれども、先ほどの「協議の視点（仮称）」というものは、これは既に御殿場市の対応という中で実際に動いているという理解でよろしいですか。

【都市局長】

はい。御殿場の話は、もう過去の話で、終わっている話でございます。これらを受けた中で、確かに今まで土木事務所と本庁の中での役割というのが明確化されていない。土木事務所でできる部分はしっかりやって、そこのできない部分ということで明確にすれば市町の方々の負担も多少軽減できるだろうということで、これから、おそらく三、四カ月にかかると思いますけれども、作成した上で土木事務所に配付し、それに従って進んでいきたいと考えている次第でございます。

【酒井議長】

ありがとうございました。これは最後まとめるのは結構難しいのではないかと考えて今困っていたところですが、1つぐらい成果は出したいという気持ちもございまして。この審議事項2につきましてはいくつかの意見が出ましたので、それを踏まえた中で対応策をまとめていただくということにして、基本的な部分については簡略化に向けての議論をしていただくということでまとめてよろしゅうございますか。木村委員代理がおっしゃっていただいたとおり、スケジューリングに関しては事業レベルでいきますと本当に悩ましい問題でございますので、ある程度分かってくれるような形での対応をとっていただければと非常にありがたいというところでございます。それでは、審議事項2につきましてはそのような形でまとめをさせていただきます。

続きまして審議事項3をお願いいたします。先ほども少し意見が出ておりますので、重なっても構いませんが、御意見がありましたらよろしくをお願いいたします。

【河村委員】

私、平成20年から平成28年まで県の開発審査会の会長に就いていました。それで申し上げたいのは、その間にいくつか改革をしました。資料5ページに記載のある12号、13号、

14号は新たにこの8年間で加えた付議基準です。一方、1号は時代に沿って、もう不要であると廃止しました。そういうことで、十分ではないかもしれませんが、時代にマッチしたような形で改革はしております。

今回のこの提案は、内容はよく分からないのですけれども、市街化調整区域というのと開発審査の制度というのは、まさに地方創生、地方自治を合わせたような制度であると思うのです。つまり、一義的には地方で市町の方の計画を尊重しようということによってできるわけなんです。したがって、我々の県の開発審査におきましてもできるだけそれを尊重してあげて今まで運用してきたつもりではあるんです。したがって、できる限りこういうところでこういう開発行為なり、こういう事業をしたいんだというものを取り込める——取り込めるといっても無制限に取り込めるわけじゃありません、もともと市街化調整区域という制度自体が計画的な都市開発をしようという制度ですから。そういう制限のある中で本当に必要なもの、地方創生にとって必要なもの、具体的な提案がございましたら、取り入れることは可能だと思うのです。

ただ、今のところ、こういう提案はなかなか開発審査会に届かないです。特に開発というのはリーマンショック以来、極端に減りました。見事に減ってしまって、ほとんどないに等しい。あることはあるけれども数としては大幅に減りました。いまだに回復していません。あるとしても、昔は、たくさんあったのは、県外からの工場であるとかいろいろな施設をつくりたいという、そういう要望がものすごくあった。それがリーマンショック以来見事になくなってしまっているのです。ここら辺が問題です。何とか地方創生のためにできるだけ理解してあげたいと思っても、そういう事例が非常に少なくなっている。したがって見直す機会がなかなかないという。

具体的にもっといろいろな、こういう場合どうだ、こういう場合認めた方が、許可した方がいいのではないかとというたくさんの要望の集積があればまた考えていくことも可能だと思うのです。

【酒井議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょう。では加藤委員どうぞ。

【加藤委員】

地方創生ってすごく抽象的ですけど、小山町の地方創生は人口を増やすことだと、そういう命題がきちんとあるのであれば、それに見合った、目的に合った開発であれば許可するとか、そんな対応策であれば合理的というか、理にかなった持続可能な変更になるのかなと感じました。地方創生って、建物を建てれば地方創生になるとは限らなくて、どち

らかというと、建物を建てても、今後人口は減りますから、維持管理コストもかかってきますし、どちらかという頭を使って、今あるものをどうやって活用していくのかと考えた方が地域のためになるのではないかとというのが私の考えです。したがって、地方創生というのをその地域ごとにどう捉えているのか、それに見合ったサイズであればという判断の方がいいのではないかと思います。

【酒井議長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは大橋委員代理。

【大橋委員代理】

利用者、申請者、県民の満足感というのはやはり公平感だと思うんです。ですから、この市町の案件はいいがあその市町ではだめだというのはあってはいけないと思います。もちろん地域資源の違いはありますが、ある程度大きな目安については県として考えていただきたい。それから、端から市街化調整区域だから何もできないという意識があるのではないかなと思うんです。本当はちゃんと正面切って、県と市町としっかり話し合っ進めていけば、市街化調整区域でも案件を進めていけるという周知がもう少し必要かなと思います。

【酒井議長】

いくつか意見が出ましたので、県の方から意見がありましたらよろしくお願いします。

【都市局長】

貴重な御意見ありがとうございました。まさに今人口減少が本格化してまいりまして、その課題解決のために例えば工業団地の誘致ですとか雇用創出みたいな話も多くございます。静岡県の場合、ありがたいことに新東名、東名が走ってございまして、非常に付加価値の高い用地がまだ残っていることは認識してございます。そういう中で、内陸のフロンティアという形で区域を設定して、それなりの税制の措置も受けられるとか、様々なことも考えてございます。各市町で様々な取組を進めている中で、当然我々としてもそれを、新しい開発に対して門前払いするつもりは全くございませんし、様々な市町が抱えている問題解決につながるものであれば、できる限り積極的にこれを進めていきたいと考えてございます。

あと、当然その市町によって取り扱いの施策が異なるということはかなり問題が出てこようかなと思いますので、そこら辺は県としてしっかりとした統一の仕方をしていきたいなと考えてございます。

【酒井議長】

ありがとうございました。それでは、そろそろまとめたいわけでございますけれども、これは内容的には個人の方が提案された施設に対するものと、タイトルになっております審議規程の見直しと2つあるのではないかという気がしておるわけでございます。その辺りをしっかり明確にした中で措置をまとめていただくというのが必要なかという気がしております。内容とすると、皆さんおっしゃっていただいたとおり、これについては基本的に合致するものについては、目的に合うものについては認めていくというスタンスがなければいけないと思うのですけれども、それを規程の見直しの中にどのように読み込むのか、あるいは、今回のこの案件についていえば、市町の方の手法として認めてもらえるかという手続をしっかりとやるべきであると思います。県の方、そのようなまとめ方にしてよろしゅうございますか。はい。

それでは審議事項3につきましては以上としまして、審議事項4に移ります。御意見がありましたらお願いします。伊東委員どうぞ。

【伊東委員】

これはあまりよく分からなかったです。結局訪問介護等の事業所が訪問先の駐車禁止のところで駐車できるような措置を求めるために書類を提出するという話ですよ。この対応のところの下線が引いてある文章がよく分からなくて、「自動車検査証等の写しはもとより」というのは一体どこにかかるのか、ここのかかり先が分からないんですが。「写しはもとより」、「異なる可能性があることから」にかかるんですかね。「車両の大きさ等により駐車に必要なスペースが異なり、駐車場所が車両ごとに異なる可能性がある」といった場合に、この可能性って列挙可能な範囲でしかないと思うんです。列挙可能な可能性しかないのであれば列挙しておけばそれでいいはずで、駐車場所ごとにどのサイズ以下でないと停めちゃいけないというのが決まっていればいいような話かなと思うんですけれども、今実際にどういう書類を求めているのかも分からないので何とも言えないところなんです、何か工夫はあるような気がします。

【酒井議長】

ありがとうございました。私ども、自分の会社でも駐車許可申請をしているものですから、担当者に聞いて、「どうなっているんだ、これよく分からないのだけど」と言ったら説明がありまして、そのようなことしているのかと驚いた内容ですけれども、御担当の方から今の伊東委員の質問にお答えいただけますか。

【交通規制課長】

これは車両ごとの審査が必要とありますが、駐車する場所によりまして、一番問題なのは無余地駐車ということで、車を駐車するときに右側に3.5メートルの余地がなければ、これは法律で禁止されていますので、余地がとれない場所には駐車許可の対象とはならないです。ですから、車両も、訪問介護に使う車両は大きさがいろいろありまして、軽自動車もあればマイクロ型の大きい幅の広いのもありますので、例えば道幅が5メートルくらいしかない場合には、軽なら許可対象になりますけれども、それより大きい車は許可対象にならない場合もありますので、そこら辺の審査が個別の審査が必要だという少し分かりにくい文章で申し訳ないですけれども、そういうことで、車検証の確認や、現場を警察官が確認に行って、確かにこの車は許可を出していいのかどうなのか審査をしておりますので、それから添付書類についても、自動車検査証の写し、その場所の地図等を求めているわけでありまして。車によっては許可とならない場所もあるからということで御理解していただきたいと思います。

【伊東委員】

今のお話であれば、この道は5メートルくらいだから軽だったら許可できますということ伝えて、軽だったら許可しますと言えばそれで済むような話かなと思ったのですが、違うのですか。

【交通規制課長】

何の緩和を求めているかといいますと、添付書類というのは必ず車ごとに自動車検査証の写しとか、停める場所は個別に地図は出してもらわなければ審査できませんのでそれは必須なのですけれども、要は鑑ですね、頭の申請書、これが今車両ごとに、年間これ1,300弱申請がありますので、申請書ごとで管理をしております。それで、今1台の申請ごとに1枚の申請書をつけていただいているんですけれども、事業者はたくさん車を持っていますので、要はこれを1枚の申請書で、複数の車の許可をお願いしますよということですが、仮に1枚の申請書で複数の申請を出したとしても、添付書類は省略することはできませんので、誠に申し訳ないのですが、管理上の都合で1台につき1枚の申請書を従来どおり作成していただきたいというのが事務方の意見であります。

【伊東委員】

やっぱりよく分からないです。多分1枚じゃ済まないよというのは分かるんです。おそらくこの話って場所掛ける車両のマトリックスですよ。そのマトリックスがあって、そこで、この場所でこの車両であれば許可できるとかできないとかという、駐車したい場所掛ける全車両のマトリックスを管理すればいいという話ですよ。僕が想像するに、車両というのはそんなに増えたり減ったりしませんよね。だけれども、場所は増えたり減ったり頻繁にしそうな気がします。そのマトリックスを管理するのに、増えたり減ったりしない車両ごとに管理する方がいいのか、場所ごとに管理する方がいいのかというは、おそらくアルゴリズムを考えたときには、あまり変わらないものというのはほっといて、変わる要素が多いものを中心に管理するという方が多分効率的ですよ。だから、1枚で済ませるというのは無理だとしても、今どういう管理をされているのか、詳しい話が分からないので何とも言えませんけれども、もっと最適な管理方法はあるんじゃないかというふうな気がします。

【酒井議長】

先ほど手が挙がりましたので大國委員どうぞ。

【大國委員】

あざれあ交流会議の大國と申します。今高齢者がどんどん増えていまして、訪問介護もとても増えてきて、国が在宅介護に誘導していますので、施設よりも自宅で老後を送る方が増えてくると思うのです。そうすると多分本当にこういうこれまでの事業でもピークにこれから上がっていくと思います。大型バスというと、多分お風呂に入るとい、そういう車の使い方だと思うのですが、添付書類の枚数が足りません、出せませんとか道路が狭い広いという問題以前にどんどんと需要が増えてきて、車は増えていくと思うので、それも少し加味した上でもう少し可能性があるのではないかと私も伊東委員と同じ御意見で、そう申し上げようと思います。

【酒井議長】

ありがとうございました。

私も事業に関わっておりますので手短に申し上げますと、お客様というかこのサービスを受けたいという方が発生してから、場所が違うわけですのでこの書類を出すことになり、それを審査していただいて、回答が出るまで1カ月2カ月、時間は少し違いかもしれませんが、それだけの時間がかかってしまって、その間サービスを受けることができない。我々からすると営業ができない。クエスチョンマークが非常に多くつきました。うちの社員は

皆真面目なものですから疑いも持たずにやっておりますけれども、おそらく、例えば宅配便等は停まるわけです。それとこの違いは何かというと、時間の問題だと思います。長時間いて交通の妨げになるリスクがあるからこのことをきっちりやる、そこまでは分かるんですけれども、今、伊東委員がおっしゃったとおり、車両ごとにやっていくのが果たしていいのかというのはすごく感じます。やっぱり事業所とすると、小さい車両もあれば大きい車両もあります。それによって使い方というのは明らかに分かるので、そういう中でもう少し簡略化することはできると思っております。何よりも、この審査に関わっておられる方々は大変だなと。事業者として申請する方も大変なのですけれども、この審査にかかる時間というも非常に大変だなというような気がします。ぜひここは御検討いただけるとありがたいと思うところでございます、御意見、県の見解をよろしくお願いいたします。

【交通規制課長】

まず場所の追加の関係なんですけれども、対象の方もどんどん増加していると思うんですけれども、許可の期間は最長今1年であります。許可の対象の家が増えたような場合には、以前は一から申請してもらっていたんですけれども、これは平成26年の警察庁の通達で、新たに申請する必要はない。新しい追加の場所があれば、その図面だけを出していただければ以前の申請書でいいということで非常に簡素化が図られておりますので、そのように御理解していただきたいと思っております。

あと、車で管理するか場所で管理するかなんですけれども、場所も日々変化しておりますので、他県の状況や警察庁の方針等も踏まえて検討していきたいと思っておりますけれども、現在のところは車で管理するのが一番管理しやすいのではないかと考えておりますが、今後他県の状況等を見てまた検討してまいりたいと思っております。

【酒井議長】

という内容でございますけれども、いかがお考えになるでしょうか。加藤委員。

【加藤委員】

これから本当に人は減っていくので、こういういろいろな事務、トータルですけれども、審議事項1から4のいろいろな事務作業は見える化してプロセス化して自動化していかないといけないと思っております。道路の幅と介護を受ける方と車の相性って、例えばRFIDみたいなものを家に配付し、車に配付し、相性が合えばその条件を満たして停まれる、相性が合っていないと音が鳴って警察に通報が行くようにする。そうすればそれを量産すればいいだけなので、別に紙のやりとりも警察署への申請書の提出も何もなくなるという

ところがそのIoTのおもしろいところかなと思います。そうすると人が大分減らせるのではないかなと思います。そういうのもいっぱいあると思います。

【酒井議長】

時間もそろそろ迫ってきておりますが、介護の生産性を上げていかないとなかなかこれからの事業が進まないという中で、このような申請手続がまだ、簡素化しているとはいえ非常に多くあるということをごどこかでやはり見直さなくてはいけないという気がいたしております。これにつきましては、もう少し議論させていただく項目に入れたいと思いますけれども、いかがでしょうか。県の方、継続としてよろしいですか。

【政策企画部長】

今県警も非常に努力して簡素化されていますけれども、せっかくこの議論の中でこれだけ出ておりますので、さらに踏み込んで検討事項として、これからの規制改革会議の中で回答をいただくような形も含めて検討するという事で県警の方はよろしいですか。

【交通規制課長】

はい。

【酒井議長】

よろしく申し上げます。

それでは、審議事項4まで終わりましたので、もし今回の御発言が足りないような場合は、配付されました資料の中に御意見をいただく用紙も入っているようございますので、それにより県の方にお出しをいただければありがたいと思います。それでは、4件を一応このような形で終えさせていただきます。進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

3 閉会

【政策企画部長】

本日は長時間にわたりましての御審議賜りまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見、他にも様々お気づきの点もあろうと思いますので、それにつきましては、お手元用紙でも結構でございますし、随時我々の事務局でも結構でございますので御意見をいただきたいと思っております。それも含めて我々検討課題と思っております。

また、規制改革会議でございますので、やはり議題は個別具体的話になろうかと思いま

すが、ただ、大橋委員等からご意見ありました、もっと全体的な話、例えば市町が今後その市町をどうしようと考えているかという大きな流れも確かにございます。それが、先ほどの説明にもありましたように、例えば内陸フロンティアを開くという事業がありますけれども、それはそれも含めて各市町、それから県が併せてこのエリアをどうするかという大きな枠組みがあって、その中には市町、それから民間も含め、それから県も各当局まで含んで協議会というのを設けてございます。その中にはここにおいて議論されているような規制の話もございまして、そちら側のアプローチも実際はございます。

こちらは規制改革会議なので個別具体的に提案に対する議論はいただきますけれども、一方でそちらの議論もございまして、それらを総括的に我々の方で考えて、相互に影響し合うようにこちらも考えていきたいと思っておりますので、今回は第1回目で、緒についたばかりでございますけれども、議論につきましては個別ですけれども、今言った全体的な意見も踏まえまして今後の規制改革会議を推進していきたいというのが事務局の考えでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

なお、最終的な県の対応でございますけれども、委員の皆様方にはまとも次第御報告申し上げます。また、ホームページ上においても公表いたしますので御承知いただきたいと思っております。それでは、閉会に当たりまして…。

【伊東委員】

最初から気になったことが1つあります。24件の中の地域会議対応という提案が10件あるけれども、これが全部静岡市というのは、静岡市だけがとても規制が強いのか、他の地域の規制が緩いのか、あるいは集め方が悪いのか、どちらでしょうか。

【政策企画部長】

集め方なのかどうか、少しまだ分析はないんですけれども、とりあえず今回の結果といたしまして中部エリアでこういった話がございました。提案募集につきましては全体のオープンの中から募集をしたら今回10件が出ていたということでございます。我々の分析が図られてございませんけれども、いずれにいたしましても提案は提案でございますので、中部地域につきましてはいろいろ検討したいと思っております。

【伊東委員】

東部、伊豆、西部から全く声が上がってきていないというのが不思議で、何かこれはこの集め方が適切ではないという発想が出てきてほしいと思っております。

【政策企画部長】

分かりました。なるべく多く集めるようにいたしたいと思ってございます。今言ったように結果として中部だけでございますので、むしろ東部も西部も含めまして改めてこの規制改革会議にかかるような案件があるかないか、こちらの方から入って行って掘り起こしたいと思っております。

【酒井議長】

私もこの前打ち合わせをしました時に、非常にアンバランスであるので、提案の集め方をこれからどうするのかと聞きました。かといって、もっとがんがん宣伝して1,000件集まったら会議は成り立たないという話も含めまして、この辺りについてはもう一度県の方も議論いただく必要があると思います。ただ、今回も感じたのですが、個別具体的に上がってきた内容が、もう少し申請者とお話をさせていただいて具体的にしないと、先程の小山町のように内容がよく分からないのでという終わり方も何となくおもしろくないという気がします。その辺りは、ここに資料として出すかは別にしまして、県の方としてはそこまでつめていただいた方が良いのかなという感じがしました。

【政策企画部長】

分かりました。そのとおりにいたします。

【酒井議長】

よろしいでしょうか。それでは、最後に閉会に当たりまして吉林副知事より御挨拶申し上げます。

【吉林副知事】

長時間にわたり御協議いただきましてありがとうございます。ほとんどの事業者の方にとって、迅速に事業目的を達成するというのが一番の希望だと思っています。私どもの基本姿勢といたしまして、補助金等を交付するという手法よりも、むしろ事業者の方々は時間を大切にするとお思いますので、できるだけ規制については、改革して見直しができるものはそういう視点で改革していき、意思決定の過程についてこの会議の議論を踏まえまるとともに、また、今日御議論いただいた中で大所高所のお話も受け止めて、しっかりそれぞれの部局の中で検討していきたいと思っておりますので、今後とも御意見、御指導をよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。